

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	質問	回答
1	6	第3	1	(1)		入札参加者の構成等	「厨房機器等の調達及び設置業務」及び「食器・食缶・配膳器具類の調達業務」を行う者(これらの業務をSPCから直接受託する企業)も、構成企業または協力企業として参加することができるの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	6	第3	2	(1)		業務実施企業の参加 資格要件	設計、工事監理、建設、維持管理、運営等の主要業務以外の業務を担当企業が構成企業として参加する場合は(1)共通事項のみを充足すれば問題ない認識で宜しいでしょうか。	(1)共通事項に加え、「1.入札参加者の構成等」及び、「3.参加資格要件の確認基準日」、「4.入札参加者の失格・変更」に示す要件についても満たす必要が有ります。
3	7	第3	2	(2)		設計業務を行う者	「設計業務を行う者」の対象は、SPCと契約を行う主たる設計企業であり、主たる設計企業から部分的に(設備設計や構造設計など)委託される企業はその対象に含まれないという理解でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	第3	2	(3)		建設業務を行う者	「厨房機器等の調達及び設置業務」及び「食器・食缶・配膳器具類の調達業務」を行う者(これらの業務をSPCから直接受託する企業)は、「建設業務を行う者」の要件(ア、イ、ウ)を満たすことができないため、「その他業務を行う者」として参加できるの理解でよろしいでしょうか。 ※「その他業務を行う者」として参加できる場合、様式集【資格審査】の修正(「その他業務を行う者の資格等要件に関する書類の追加)をお願いいたします。	「建設業務を行う者」については、入札説明書3頁の6.本事業の対象範囲(2)建設・工事管理業務のうちア.建設業務を、SPCから直接受託し業務を行う企業を示しています。そのため、「厨房機器等の調達及び設置業務」及び「食器・食缶・配膳器具類の調達業務」においては、(1)共通事項、「1.入札参加者の構成等」及び、「3.参加資格要件の確認基準日」、「4.入札参加者の失格・変更」に示す要件について満たした場合、参加することができます。
5	7	第3	2	(4)	エ	工事監理業務を行う者	「平成26年4月以降に学校給食施設の工事監理実績を有する」とありますが、設計に同種要件が設定されていることから、図書に基づいた工事監理が可能と考えます。公共工事の特性を把握できる技術者を配置するという点から、公共施設新設の工事監理実績を有する一級建築士の配置でも可能でしょうか。	原案の通りとします。
6	9	第4				募集及び選定スケジュール	「入札説明書等に関する第1回質問受付締切」が「令和7年1月16日」と記載されていますが、11頁には「令和7年1月17日(金)正午」となっています。「令和7年1月17日(金)正午」が正しいと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘を踏まえ、入札説明書を修正します。
7	9	第4				募集及び選定スケジュール	「入札書及び提案書等の提出期限」が「令和7年4月25日」と記載されていますが、11頁には「令和7年4月28日(月)正午」となっています。「令和7年4月28日(月)正午」が正しいと理解してよろしいでしょうか。	令和7年4月25日(金)正午が正しいため、入札説明書を修正します。合わせて、郵送の場合は、令和7年4月24日(木)必着とします。ご指摘を踏まえ、入札説明書を修正します。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	質問	回答
8	9	第4				募集及び選定スケジュール	該当箇所の入札説明書等の提出期限は令和7年4月25日ですが、11頁(6)には4月28日とあります。こちらはどちらが正しい日付でしょうか。	No.7参照。
9	9	第4				募集及び選定スケジュール	入札書及び提案書等の提出期限が令和7年4月25日と記載がありますが、11頁/(6)提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法には、ア. 受付期限:持参の場合は令和7年4月28日(月)正午まで。郵送の場合は令和7年4月28日(月)必着。」と記載となっております。入札書及び提案書等の持参の場合の提出期限は、4月28日(月)正午までという理解でよろしいでしょうか。	No.7参照。
10	9	第4				募集及び選定スケジュール	入札書及び提案書等の提出期限は4月25日正午、4月28日正午どちらでしょうか。	No.7参照。
11	11	第5	2	(6)		提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法	提出期限について、9頁には「令和7年4月25日」が提出期限と記載されておりますが、10頁記載の「令和7年4月28日(月)正午まで」が提出期限と理解してよろしいでしょうか。	No.7参照。
12	15	第7	3			業務の委託	「事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、…全部又は一部を委託又は請負わせることはできない。」と記載がございますが、具体的にどのような方法で承諾を得るのでしょうか。 また、「全部又は一部を委託又は請負わせること」の定義をご教示ください。	前段:原則として、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に各業務の「全部」を委託又は請け負わせることはできませんが、あくまで、やむを得ない理由がある場合で、且つ、本市が合理的と判断した場合に変更を認めるものです。各業務の「一部」を委託又は請け負わせる場合は、可能な限り、提案書にて記載して下さい。全部又は一部を委託又は請け負わせる場合は、本市に対し、委託又は請け負わせる理由、業務を行う者の名称、その他の情報を書面にて通知してください。 後段:「設計業務」を例として示す場合、全部とは設計業務の全てを指し、一部とは、設計業務の内のパース作成などを指します。
13	15	第7	4	(3)		資金計画・事業収支計画に関する条件	「一時支払金(消費税及び地方消費税相当額を除く)＝ア＋イ＋ウ」とあることから、「ア:学校施設環境改善交付金相当額」の564,059,000円、「イ:学校施設環境改善交付金対象経費分地方債対象経費」の564,061,000円、「エ:学校施設環境改善交付金対象経費相当額」の1,128,120,000円は、いずれも消費税及び消費税額相当額を含まない金額と理解してよろしいでしょうか。	一時支払金においては、消費税及び地方消費税相当額を含む額を支払うため、当該箇所については修正します。
14	15	第7	4	(3)		資金計画・事業収支計画に関する条件	「一時支払金(消費税及び地方消費税相当額を除く)＝ア＋イ＋ウ」とありますが、一時支払金に関わる消費税及び地方消費税相当額は一時支払金と合わせてお支払いいただける理解でしょうか。	No.13参照

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	質問	回答
15	16	第7	4	(3)		資金計画・事業収支計画に関する条件	※1の記載内容について、対象工事費として当該費用に「賦課される消費税及び地方消費税相当額」も含まれるとありますが、15頁に「一時支払金（消費税及び地方消費税相当額を除く）＝ア＋イ＋ウ」とあることから、「消費税及び地方消費税相当額」は対象外になる（一時支払金は税抜きで算出される）と考えられます。当該記載は誤記でしょうか。	No.13参照
16	16	第7	4	(3)		資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金変更に伴い増加した利息分につきましては貴市にてご負担いただけますでしょうか。	金融機関等との間で発生する事務手数料は事業者の負担としますが、一時支払金の変更に伴う割賦手数料（利息）の変更については増減に応じてサービス対価の見直しを行います。なお、入札参加者の提案（事業者提案）による利鞘（スプレッド）の改定は行いません。